

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目 次

条例
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十八号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第五項から第七項まで及び第九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）